

平成 27 年度 第2回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 平成 28 年 2 月 24 日（水）午後 1 時 30 分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター 2 F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1 号委員 高井委員
4. 報告事項
 - ① 国保会計の財政運営状況及び税率の見直しについて
5. 審議事項
 - ① 平成 28 年度見附市国民健康保険事業運営方針案及び事業計画案について
 - ② 平成 28 年度見附市国民健康保険事業特別会計当初予算案について
5. 出席者
 - 1 号委員 長谷川委員、高井委員、河村委員、小林委員
 - 2 号委員 山谷委員、速水委員、金安委員
 - 3 号委員 倉本委員、岡村委員、今野委員
 - 4 号委員 五十嵐委員、長井委員
 - 見附市 細川課長、若杉係長、本田係長、野崎主査、坂橋主事
6. 欠席者 田崎委員、小柳委員
7. 散会時間 午後 2 時 30 分
8. 会議概要
以下のとおり

岡村会長	只今より、平成 27 年度第 2 回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。はじめに健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。
細川課長	本日はお忙しい中そしてお寒い中、ご出席賜り誠にありがとうございます。また、日頃より見附市の保険事業にご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りし、お礼申し上げます。 国においては、平成 25 年度に制定されましたプログラム法に基づき持続可能な国民健康保険制度を作り上げ、現在、事業を進めているところでございます。具体的な協議はこれからであります、平成 30 年度から県が財政運営の主体となって事業を進めていくことになっています。 見附市においては、平成 25 年度に 7 年ぶりに国民健康保険の税率を改正し、運営してまいりました。しかしながら平成 27 年度の決算見込みでは赤字となるような状況ですので、税率の引き上げが必要になってくるのではないかと考えております。 詳細については、後ほど担当から説明させていただきますが、当然、引上げとなれば、皆様方から具体的な数値について審議いただくことになります。 また、現在、国民健康保険税の負担額については県内 20 市中低い方から 2 番目となっておりますが、改正となれば若干順位が下がることになるとおもわれま

岡村会長	す。 本日の会議の内容としましては、報告事項 1 点 審議事項を 2 点となっております。 皆様方からご意見等をいただきまして、よりよい国保運営ができればと考えております。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します。 それでは、ここで会議成立のご報告をいたします。 本日の会議は都合により 2 号委員の田崎委員、4 号委員の小柳委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員 15 名中、13 名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第 3 条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。 次に、会議録署名委員を指名いたします。 会議録署名委員には、1 号委員の高井委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは次第「3 の報告事項」にはいります。 「① 国保会計の財政運営状況及び税率の見直し」について 事務局に説明を求めます。
若杉係長	健康福祉課国保医療係の若杉でございます。よろしくお願いいたします。 本日の会議は、先日、お送りした資料をもとに説明させていただきます。 それでは、報告事項①国保会計の財政運営状況及び税率の見直しについて説明いたします。資料 1 をご覧ください。 はじめに、1 の決算の状況についてですが、過去 4 年間の決算と今年度の決算見込みを保険税収入と医療費の保険者負担分となる保険給付費に着目し、表にまとめたものです。 なお、平成 27 年度の見込み額については、出納閉鎖まで約 3 ヶ月あることから決算期までに大きく変動する可能性がありますことをご承知おきください。 特に歳出の中で大きな割合を占める保険給付費については、医療機関からの請求があと 2 回残っておりますので、変動の要因となり得ます。 それでは、表のいちばん下の行の単年度収支をご覧ください。 単年度収支は表の下から 2 行目の歳入歳出差引から基金からの繰入金と前年度繰越金を差し引いた収支です。 平成 25 年度から徐々に赤字が増え平成 27 年度には 9,800 万円あまりの赤字になると見込まれます。 その要因として、表の下に過去 5 年間の 1 人当たり国保税収入と保険給付費をグラフでお示ししていますが、保険税収入は減少傾向が続いている一方で、歳出の保険給付費は増加傾向にあることが影響していると考えられます。 1 人当たり保険給付費が増加している理由のひとつとしては、国保加入者の年齢構成の変化があります。 2 の「世帯数及び被保険者数の状況」でお示ししていますが、国保加入者全体は減少を続けている一方で、多くの医療費がかかると言われる 65 歳から 74

	歳の高齢者が増えていることがわかります。 また、1人当たり国保税収入の減少についてですが、裏面の3「被保険者の所得の状況」からわかるとおり、前年の所得に応じて課税される所得割が課税されない世帯や所得額が200万円以下の、いわゆる低所得世帯が全体の8割強を占め、その割合は、年々増加し、全世帯の総所得金額を押し下げていることが要因と考えられます。 先ほど説明しましたとおり、約9,800万円の歳入不足が生じる見込みですが、歳入不足を回避するための一つの方法として、国保会計の貯金に当たる基金からの繰入が考えられます。 4の「給付準備基金残高の推移」でお示ししていますが、平成23・24年度で合計1億900万円を取り崩したことから、基金残高は底を突く状況ですので、この基金からの繰り入れはできない状況です。 このため、決算上、平成28年度に見込まれる歳入を繰り上げて、平成27年度の歳入不足額に充てる繰上充用を行わざるを得ない状況です。 繰上充用は赤字決算を避けるための非常手段として認められている制度ではありますが、これで赤字が解消する訳ではなく、その解消を翌年度に持ち越したということになります。 さらに、こうした状況は平成29年度以降も続くと考えられますので、平成28年度において税率を引上げざるを得ない状況となっております。 次に5の「過去の改正状況」についてですが、平成18年度に赤字を解消するため、税率改正を実施し、平成23・24年度には、積み立ててきた国保支払準備基金を取り崩して赤字分に補てんしました。その結果、基金も底を突く状況となりました。 そして、直近の税率改正は、平成25年度で、平成28年度に税率改正を実施すれば、3年ぶりの改正となります。 なお、資料の次のページに参考まで、県内20市の平成27年度の保険税の状況をお示ししておりますが、見附市は、県内20市中で低い方から2番目で、1人あたりの保険税が9万1,334円となっております。 また、平成26年度のデータになりますが、法定外繰入の状況と年度末の基金残高についてもお示ししております。 以上、国保財政の状況と税率改正の必要性について説明いたしました。
岡村会長	只今の報告について委員の皆様からご質問はありませんか
長井委員	法定外繰入について、健康保険組合としてはなるべく行ってほしくない。 私どもも前期高齢者納付金を納めており、保険料の3分の1はそこに充てられています。それが国民健康保険の大きな収入源になっています。 その保険料は私たちが納めている訳で、市民税から法定外繰入の経費が支出されるとなると、二重の課税となります。健康保険組合としては、ぜひ、法定外繰入は抑えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
若杉係長	この資料でもお示ししていますが、県内の状況を見ますと、かなりの数の市が実施しておりますが、見附市においては、慎重に対応していきたいと考えております。
河村委員	単年度収支がマイナス9,800万円で前年度に比べて倍になっていますが、こ

	れは高齢者の医療が一番の原因なのでしょうか。
若杉係長	1 ページの一番下の表でお示ししていますが、被保険者数がどんどん減っている一方で、65 歳から 74 歳の方の比率が上がっています。一般的に高齢者の方は医療がかかると言われていますので、その方の割合が増えれば、どうしても赤字が増えると思われます。
河村委員	基金も底を突き、保険税を上げざるを得ない状況だと思いますが、保険税を上げれば、それで事が済むということではなく、あらゆる手を尽くした中で行ってもらいたいと思います。 また、平均的な中間層を上げるだけでなく、全体的に底上げを図る中で行ってもらいたいと思います。
細川課長	税率改正については、市民の皆様からご理解をいただかなければなりません。順位が今のところ、低い方から 2 番ということですが、他市の状況を踏まえ、また、法定外繰入れについては先ほどの意見にもありましたが、慎重にやらなければならないと考えています。 平成 30 年度には県へ財政運営が移りますので、それを考慮した中で具体的な数字をお示ししたいと考えています。 国でも低所得者対策ということで、補助金を出し、市も負担して運営しているという状況です。負担いただける範囲でご協力をお願いするということで考えていきたいと思っています。
小林委員	これほど赤字が増え、高齢者が増えてくれば、使える経費の上限を決めるとか、かかる経費を減らしていくとか、何か対策を考えなければいけないのではないのでしょうか。
若杉係長	なるべく赤字を減らすため、いわゆる保健事業ということで住民健診の受診率を上げたり、ジェネリック医薬品の普及促進など、今以上に保険事業に力を入れて、かかる経費を抑える努力をしていかなければならないと考えています。
岡村会長	他にご質問がないようですので、次に、「4 の審議」に移ります。1 番の「平成 28 年度見附市国民健康保険事業運営方針案及び事業計画案」と 2 番の「平成 28 年度見附市国民健康保険事業特別会計当初予算案」については関連事項でございますので、一括で事務局の説明を求めます。
若杉係長	それでは、平成 28 年度国民健康保険事業運営方針について説明いたします。資料 2 をご覧ください。 前段にありますように、国保が抱える構造的な課題もあり、財政運営は、依然として厳しい状況が続いております。 こうした状況を踏まえ、平成 28 年度においては、安定的なサービスの提供のために、1 の財政安定化対策から 6 の広報活動の推進についての 6 項目を重点的に進めていくこととします。 1 番の財政安定化対策ですが、先ほど報告しましたとおり国保財政は相当に厳しくなっております。 今後、5 月の運営協議会にお諮りし、その後、6 月の市議会に税率改正案を上程しまして国保税率の改正を行いたいと考えております。 2 番の保険税の収納対策ですが、これは、主に税務課で実施しております。

平成26年度の収納率を平成25年度と比較すると、現年度分で0.11ポイント、滞納繰越分で4.2ポイント低下したものの、現年度分の収納率は県内20市中3位で上位に位置しています。

今後も現状の収納率を維持するために次の4つの収納対策を実施します。

①は、財産調査に基づく差押えなど、適正な滞納処分の実施です。

②として、滞納額が少額で完納が比較的容易であると思われる滞納者に対しては、収納強化期間を設けまして、決められた期間内に集中して滞納整理を行います。

③として、収納率の向上に寄与する口座振替を一層推進していきます。

④として、金融機関での納付のほかにコンビニエンスストアでの納付をPRして、被保険者の利便性を高めていきます。

なお、平成28年度の収納率の目標数値ですが、①から④までの対策を講じまして、現年度分は、平成25年度と同率の96.61%、滞納繰越分は、過去5年間の平均で17.00%とさせていただきます。

次に3番の適用の適正化についてです。

①は、退職者医療制度の適用の徹底ですが、退職者医療制度に該当する方につきましては、国保と被用者保険間の負担の公平化を図り、ひいては国保財政にも恩恵をもたらすものですので適用の徹底を図るものです。

②は、日本年金機構との連携により、被保険者資格喪失一覧表を活用して、早期の資格喪失の手続きや加入の手続きを促そうとするものです。

③として、所得申告勧奨についてですが、被保険者の所得は、国税算定の基礎となりますので、所得の未申告者に対して、申告勧奨し正確な所得の把握に努めてまいります。

次に4番の医療費適正化の推進についてです。

①・②については、現在、レセプトの点検業務には3名の専門職員を配置して点検に当たっております。引き続き、医療機関からの請求誤りなどに対する点検を効果的に進めていきたいと考えております。

③として、研修会への参加や県の指導員の受け入れ等で、技術向上を図ります。

④として、レセプト点検から、同一疾病で複数の医療機関を受診されている方を洗い出し、保健師による訪問指導を行うことで、適正受診を促します。

⑤として、年4回、医療費通知の送付を行います。

⑥として、ジェネリック医薬品の差額通知の送付を、年3回実施することにより、ジェネリック医薬品への切り替えを促したいと考えています。

次に5番の保健事業の推進についてです。

①は、人間ドックと脳ドックの助成事業の実施です。

人間ドックは、今年度から市外4箇所の健診機関と委託契約を結び実施しておりますが、平成28年度も同じ健診機関で実施したいと考えています。

②として、昨年度、策定したデータヘルス計画を活用することで、見附市の傾向を分析し、効率の良い保健事業へつなげて行きたいと考えています。

③④については、健康に関する情報を広く周知するとともに、個別訪問指導をあわせて実施することで、重症化を予防しようとするものです。

⑤は、特定健診の節目年齢にあたる40、50、60歳の方が無料で受けられるようにして、実施率の向上を図ろうとするものです。

次に6番の広報活動の推進についてです。

①として、広報みつけ、年3回発行している「国保 健康だより」、そして、見附市ホームページを主に活用し、わかりやすく、また、正確な情報をお伝えしていきたいと考えています。

②として、国保税の納付書の発送時に口座振替推進のチラシや制度のお知らせを同封しまして広く周知を図っていきます。

③として、後期高齢者医療制度の案内についても広域連合と連携し随時広報を行いたいと考えています。

最後に、7番会議等の予定ですが、表左側が運営協議会関係になります。今のところ、5月にも協議会を開催し国保税率の改正についてご審議いただきたいと考えております。したがって、来年度は計3回となりますので、予めご理解をお願いいたします。

次のページの事業計画表は、今ほど説明した内容を時系列にまとめたものです。

以上で平成28年度国民健康保険事業運営方針についての説明を終わります。

続いて、平成28年度国保事業会計の予算案について説明いたします。資料3をご覧ください。

この予算案は、3月市議会に上程いたしますが、それに先立ち、この運営協議会でご説明させていただくものです。

予算規模としまして、歳入歳出ともに43億900万円で、前年度と比べ8,900万円の減額となっています。

歳出から主なものをご説明いたします。

4番の療養給付費は、被保険者数と1人あたりの医療費の実績から推計しました。1人あたりの医療費は、年々増加していますが、それを上回る率で被保険者数は減少を続けていますので、結果として前年度比で△8,142万8千円の減と見込みました。

9番の後期高齢者支援金ですが、前年度比で1,200万円の減額となっております。これは、前々年度に支払った分を平成28年度で精算する関係で、平成26年度において払い過ぎていた分が差し引かれるため減額となっています。

12番の介護納付金ですが、前年度比で1,200万円の減額となっております。こちらも9番の後期高齢者支援金と同じ理由で減額となっています。

13番の高額医療費共同事業拠出金、14番の保険財政安定化共同事業拠出金は、国保連合会から示された金額で合わせて860万円の増額となっています。

次に歳入について説明いたします。

1番の保険税については、来年度、税率改正を予定していますが、税率改正案の市議会への上程は6月を予定している関係で、ここでは、現行税率で計算しています。被保険者数の減少が見込まれますので、前年度比で6,800万円減額の6億8,470万円の保険税収入となっています。

7番の療養給付費等交付金については、平成27年度からは退職者医療制度への新規加入が無くなったことにより、被保険者数が減少しますので、1億290万円の減と見込みました。

8番の前期高齢者交付金については、1億1,300万円増額となっております。これは65歳から74歳の前期高齢者の国保加入者が増え、さらに1人あたりの給付費額も増えたことによるものです。この金額は、診療報酬支払基金から示

	されたものです。 12 番の高額医療費共同事業交付金、13 番の保険財政共同安定化事業交付金は、それぞれ、歳出の 13 番、14 番の拠出金で運営される共同事業からの交付金で、合わせて 710 万円の増となりました。この金額は、過去 3 年間の実績から推計され、国保連合会から示されたものです。 15 番一般会計繰入金についてですが、一般会計に入る国県支出金の基盤安定負担金の増額が見込まれますので、それに見合う金額として 4,600 万円の増となりました。 以上で平成 28 年度国保事業会計の予算案についての説明を終わります。
岡村会長	只今の説明に対し、ご質問はございませんか。
河村委員	滞納の方は、保険証が没収になるのでしょうか。
若杉係長	使用できる期間を区切った短期証というものがあるのですが、以前は、滞納世帯に発行していましたが、平成 24 年度からは発行しておりません。 滞納世帯に対しては、税務課できめ細かい納税相談等を行っておりまして、保険証を取り上げるということはしておりません。
河村委員	いろいろな事情があって払えないのだろーと思いますが、所得がなくても、貯えがある人もいるのではないかと思います。見附市では財産の差し押さえは行っていないのでしょうか。
本田係長	今年度は、2 月の初旬現在、794 万円ほど差し押さえで収納しています。本税が 450 万円、督促手数料が 3 万円、延滞金が 340 万円くらいとなっています。
河村委員	そういうことも、公平の観点から大事だと思います。
山谷委員	だいたいの予測で保険税はいくらぐらいの引き上げになるのでしょうか。
若杉係長	先ほど、説明しましたとおり医療機関からの請求が 2 月分残っており、決算が確定しておりません。医療機関からの請求を見極めまして、上げ幅を検討したいと考えております。 今のところ、上げ幅については、詳しい計算まではしていないので、それについてはお答えできず、申し訳ありません。
細川課長	今の説明に関連してですが、本来であれば、当初予算を組む前に税率を改正すべきです。 しかし、決算が確定してより精度が高いものにしたいということと県内 20 市の状況も 6 月頃には、ある程度確定するといった点を加味する関係から前回、前々回の改正の際も当初予算ではなく 6 月の市議会をお願いしている経緯があります。 精度が高いものにしたいということでご理解をお願いします。
平井委員	見附市は健康の町ということで行政を挙げて運動教室等、全国でもトップクラスの取組みをされている中で、確かに県内 20 市中では低い方というのはわかりますが、引き上げる場合は、市民に対する細かな説明が必要だと思います。逆に見附市はそのへんが他市に比べて弱いと感じますし、国保については市民の注目も高いです。

若杉係長	6月に市議会で議決され、新しい税率が決定しましたら、年3回発行している健康だよりの7月号でかなりの紙面を割いてお知らせしたいと考えています。また、市ホームページでも詳しく掲載し、皆様からご理解いただけるようにしたいと考えています。
岡村会長	改正については市民に丁寧な説明をお願いします。
細川課長	健康づくりについては、今までも取り組んでいますが、より効果的な取り組みを進めていき、保健指導等で症状が悪化する前にアプローチして、なんとか医療費がかからないように力を入れていきたいと思います。 上げる率についても1年で収支が整うのが難しいのであれば、毎年少しずつ上げていくことを検討しなければならないし、収納関係についても具体的にもっと徴収できるところがあるのか、税務課と連携しながら調査するなど、色々なことが関係します。そのへんの税率改正に至った理由をきちんと説明できるような形で進めていきたいと思っています。
河村委員	この会議の内容を市議会議員さんにも知ってほしいと思います。 保険税だけでなく市民税や国の税金もある中で、他の市税の使い方も見直した上での納得できる上げ方であればよいのですが、ただ、高齢者が増えました、医療費がかかるから上げましたでは、やはり納得できません。 経費を削減する市政をしてもらわないといけないし、見附に住んでいて税金ばかり取られて、見附市に住みたくないと思われる市になっても困りますので、こういう会議でこういう話があったということ由市議会議員さんにも伝えてもらいたいというのがお願いです。
細川課長	議員さんからも引き上げる場合は、慎重にというご意見をいただいております。例えば、法定外繰入をすれば、当然、負担は低くなる反面、国の補助、市の補助が入るため国保以外の人からは二重負担ではないかという議論もあります。 どういう形でやっていけばよいかは難しい問題ですけれども、理解をいただけるような形でお示ししていく考えです。議員さんにも情報提供していますし、こういう議論があることも知っておられるということでご理解いただきたいと思っています。
長井委員	保険税の引上げの前に支出の方を減らしていかなければなりません。 前期高齢者の数が増えています。医療費も当然増えていると思います。割合的にはどうでしょうか。 また、前期高齢者の医療費を下げるためにやっていることがあれば、教えてください。
細川課長	意外と65歳以上の方や後期高齢者の方の1人あたり医療費は下がっています。 それは、市の運動教室の効果やその他の様々な要因が絡み合って効果が出ているのだと思います。まだ、厳密な分析はできていませんが、そういう状況です。
若杉係長	ご質問の全体に占める割合については手元に資料がないのですが、1人あたりで見ると前期高齢者のうち70歳から74歳の方は、下の年代に比べて医療費は

	高いのですが、年々少しずつ減少している状況です。逆に 65 歳から 69 歳の方は年々少しずつ上がっている傾向にあります。 ですので、同じ前期高齢者と言われる人たちでも、後半の方と前半の方では傾向が違いますので、これから分析していく必要があると考えています。 なお、平成 26 年度の数値になりますが、1 人あたりの医療費は、70 歳から 74 歳は 471,213 円、65 歳から 69 歳は 420,671 円、64 歳以下の若年層は 241,937 円となっています。
岡村会長	他にご意見がないようでございますので、審議事項の 1 番、2 番について、原案に賛成の方は拍手をもって承認願います。 ご異議がないようですので、原案のとおり答申することといたします。 それでは、その他として、事務局のほうで何かあればお願いします。
若杉係長	平成 28 年度国保制度の主な改正点について説明いたします。 平成 28 年度は、低所得世帯の税負担への配慮から 2 点の改正が行われます。 1 つ目は、課税限度額の引上げです。 保険税の基礎課税額の課税限度額が現行の 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が現行の 17 万円から 19 万円に引き上げられます。 これは、所得の多い世帯からより多くを負担いただき、その分、低所得世帯の負担を軽減しようとするものです。 2 つ目は、低所得者に係る保険税軽減の拡充です。 保険税には、所得額に応じて課税される所得割と被保険者全員に等しく負担いただく均等割、そして全世帯に等しく負担いただく平等割があります。 定額で課税される均等割、平等割については、所得の額に応じて 7 割、5 割、2 割の減額を行っていますが、今回の改正では、5 割と 2 割の対象世帯の軽減判定所得を緩和するものです。 これにより軽減措置を受ける世帯が増えることになります。 以上で説明を終わります。
岡村会長	制度の改正点についてご質問はありませんでしょうか。 特にご質問がないようですので、次回の協議会の予定につきまして事務局からお願いします。
若杉係長	次回の協議会の予定ですが、税率改正案をご審議いただくため、5 月中旬頃に開催を考えております。よろしくお願いいたします。
岡村会長	他にご意見ありませんでしょうか。
河村委員	特定健診についてです。診療情報提供の案内は秋頃に健診未受診者に対して送付しているということですが、春の通知の際に行えば、もっと協力していただけるのではないのでしょうか。そういう検討はしていないのでしょうか。
若杉係長	かかりつけの医師から診察内容をもとに健康診断の内容を記載していただいて、市に提出していただく診療情報提供の関係のお話ですが、昨年までのやり方は、8 月中旬に特定健診を受けていない方に対して受診勧奨と合わせて、診療情報提供にご協力いただきたい旨を案内していました。 ただ今のお話は、それよりも早い時期に案内すれば、もっと協力いただけるのではないかと思います。

岡村会長	毎年1月に健診の意向調査を実施するため、その中で情報提供についてもお示しできれば、もっと早い時期から実施できると思います。 しかし、今年はすでに送付済みですので、再来年度に向けて検討させていただきたいと思います。 他にご意見、ご質問はございませんか。 しばらくしてないようですので、本日の会議をこれで終了いたします。ありがとうございました。 終了 14時30分
------	---

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名